

別府市監査委員告示第2号

監 査 結 果 に つ い て

地方自治法第199条第1項及び第2項の規定により監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

記

監査対象 教育部 学校教育課

令和5年5月17日

別府市監査委員 大 呂 紗智子

同 藤 野 博

# 監 査 報 告 書

監査委員は、別府市監査基準（令和2年監査委員告示第2号）に準拠し、本監査を実施した。

## 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項に規定する財務監査及び同条第2項に規定する行政監査

## 2 監査の対象

教育部学校教育課の原則として令和4年度の事務事業を対象としたが、必要に応じ過年度も対象とした。

## 3 監査の着眼点

監査に当たっては、事務及び事業が法令に基づいて適正に、かつ、次に掲げる事項に沿って行われているかに留意するものとした。

- (1) 住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げる。
- (2) 常に組織及び運営の合理化に努める。

なお、財務事務執行については、内部チェック機能の整備運用状況及び過去の監査において指摘事項となった事務の確認に重点を置くものとした。

## 4 監査の主な実施内容

監査に当たり、教育部長及び学校教育課長に、事務概要、執行状況等の説明を求め、次の内容で実施した。

- (1) 教育部学校教育課の担当事務、職員の状況、当該年度の重点事業等の資料を基に、上記3の観点から監査重点項目を次のとおり決定した。

重点 監査 項目	要保護及び準要保護児童生徒就学援助費について
	特別支援教育就学奨励費について
	高等学校奨学金について
	大学奨学金について
	奨学金の連帯保証人の要件について
	大学奨学金貸与金元金収入について
	補導員謝礼金について

(2) 監査委員及び事務局職員により、重点監査項目に関する財務証票その他関係書類等の確認を行うとともに、事務執行過程における状況について、教育部学校教育課担当者へのヒアリングを実施した。

また、証拠として関係書類を複写保存し、精査を行った。

(3) 監査委員全員により、項目ごとに、監査途中における問題点やリスクの評価等について意見交換を行うとともに、重要な点において、別府市監査基準第15条に定める事項が認められるか協議した。

## 5 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所 監査委員室、監査事務局事務室、学校教育課事務室等

(2) 実施日程 令和5年4月3日から令和5年5月16日まで

## 6 監査の結果

別府市監査基準に基づき、重要な点において上記1から5に掲げる記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

一方、その他の観点から一層の事務の適正化等に努めるべく、是正又は改善が求められる事項は次のとおりである。

### (1) 高等学校奨学金について

奨学生の資格について別府市奨学金に関する条例第3条第1号で「経済的理由により学資の支弁が困難な者」とし、同条例第3条第3号で「学業人物とも優秀と認められる者」と規定している。

奨学生は、各学校長の推薦を受けた者全員を奨学生選考委員会において経済的困窮度、人物及び成績を点数化し、総合点の上位の者から決定しているが、同条例施行規則との整合性に欠けるおそれがあるものも見受けられた。規則等に基づき適正に事務処理されたい。

### (2) 奨学金の連帯保証人の要件について

連帯保証人の要件として別府市奨学金に関する条例施行規則第7条第1項で「資産48万円以上を有し」と規定しているが、資産について確認していなかった。規則等に基づき適正に事務処理されたい。

最後に、監査の結果に基づき措置を講ずる際には、リスク管理に注意し実効性のあるものとなるよう考慮されたい。